

徳島県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月六日

徳島県知事　後藤田　正　純

指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止
名称	名称	所在地	所在地	年月日
株式会社ケイアンドエム	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	むかい福祉用具レンタル・販売部	徳島市西新浜町二丁目二番七八号	特定福祉用具販売
				令和七年十月二十日
				令和七年十一月三十一日